

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社 タックエイティエイト

◇本社 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 14

○対象期間:2023 年 6 月～2024 年 5 月

派遣労働者の数	32 名
派遣先の数	6 社
マージン率	31.7%
教育訓練に関する事項	PC 研修、CAD 研修
労働者派遣に関する料金額の平均額	31,500 円（1 日 8 時間当たり換算）
派遣労働者の賃金額の平均額	21,500 円（1 日 8 時間当たり換算）
待遇方式	労使協定方式
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期限	2023 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

※マージンには、営業利益の他、以下のような経費が含まれております。

- ・法定福利費（事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料）
- ・派遣労働者の旅費・通勤交通費
- ・派遣労働者の年次有給休暇および特別休暇取得時にかかる賃金
- ・派遣労働者の健康診断費用
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用等